

平成18年6月30日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起

実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見の提出について

貴委員会から平成18年6月6日付けで公表された実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

実務対応報告公開草案第24号「投資事業組合に対する支配力基準及び 影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 6 月 30 日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 投資事業組合に対する持分法の適用について

(コメント)

連結財務諸表における持分法の適用において、投資事業組合に対する出資に関する取扱いを明確にする必要がある。

(理由)

投資事業組合に対する出資の個別財務諸表上の会計処理が、連結財務諸表上、持分法の適用として認められるかどうかについて本実務対応報告において明確にし、周知徹底する必要性があると考えられる。

2. 新規に連結した投資事業組合について

(コメント)

新規に連結した投資事業組合に係る少数株主利益に重要性が認められる場合には、連結範囲の変更に係る一定の事項を注記するだけでなく、例えば、当該少数株主利益を営業外費用として表示するなど、持分法による投資損益の表示に準じた表示方法を認めるべきである。

(理由)

本実務対応報告の適用により投資事業組合を連結子会社に含めた場合、経常利益が著しく増加するなど、連結財務諸表の期間比較が困難となる場合が考えられる。

以 上